


庁議付議事案書

開催・令和3年9月22日

所管部課		総務部 文書課	部長	阿部 晴彦			
件名		東大和市議会定例会の招集時期に関する規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関	議会事務局					
<p>1. 要旨</p> <p>東京都人事委員会の給与改定の勧告を踏まえ、東大和市職員等の給与等の改正が予定されていることに伴い、東大和市職員の給与に関する条例等の改正を、期末手当等の基準日である12月1日の前日までに行う必要がある。ついては、議会の開催月を12月から11月とし、改正条例の可決を得る必要があることから、本規則を改正するものである。</p> <p>(1) 改正内容 定例会の招集時期について、12月を11月に改める。</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 本改正により、適切な時期に議会を開催することができる。</p>							
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年9月 文書課において審査済み。</p>							
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議での審議終了後、速やかに事務手続を進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。